

別紙第一

債務者■は貸金の弁済意思がなく詐欺犯罪として刑罰の確定判決を受けるべく名古屋地方裁判所刑事部

へ告訴申立中であり、六月三日迄に右■から示談の申出がない場合は、同人に対し、刑事訴訟法の規定により詐欺犯として、名古屋地方裁判所刑事二部において第一回の公判を行なう。

別紙第二

債務者■は貸金の弁済意思がなく詐欺犯罪として刑罰の確定判決を受けらるべく名古屋地方裁判所刑事

部へ告訴申立中であり、五月二四日迄に右■から示談の申出がない場合は、同人に対し、刑事訴訟法の規定により、詐欺犯として、名古屋地方裁判所刑事二部において第一回の公判を行なう。

別紙第三

昭和五三年六月一九日午後一時までに まで出頭なき場合は、本件についてなんら異議なきも

のと看做し、同月二〇日午前二〇時名古屋地方裁判所刑事二部において、詐欺犯罪確定の刑事裁判を行なう。

別 表

公判 回数	公判期日 年 月 日	請 求 人 (被告人であつた者)		弁 護 人 (浅井 正)			備 考
		日 当	旅 費	日 当	旅 費	報 酬	
1	55. 11. 20	2,400	207	2,600	138	31,400	
2	" 12. 18						有罪事実の審理のみ
3	56. 2. 12	2,400	207	2,600	138	700	無罪事実の関係では証人採用
4	" 2. 26	2,400	207	2,600	138	1,500	
5	" 4. 16	2,400	207	2,600	138	1,500	
6	" 6. 4	2,400	207	2,600	138	1,500	
7	" 10. 1	2,550	207	2,750	138	1,500	
8	" 12. 10	2,550	207	2,750	138	1,500	
9	57. 2. 18	2,550	207	2,750	138	1,500	
10	" 4. 8	2,550	207	2,750	138	1,500	
11	" 5. 13	2,550	207	2,750	138	1,500	
12	" 7. 1	2,700	207	2,900	138	1,500	
13	" 9. 2	2,700	207	2,900	138	1,500	
14	" 11. 18	2,700	207	2,900	138	1,500	

15	57.12.16	2,700	207	2,900	138	1,500	
16	58. 2. 3	2,700	207	2,900	138	1,500	弁護人事務所移転
17	" 3.17	2,700	207	2,900	138	1,500	
18	" 5.19	2,700	207	2,900	138	1,500	
19	" 10.20	2,700	207	2,400	138		判決宣告

(注) 弁護人の報酬は判決宣告時の基準によるが、便宜出頭時点の該当欄に記入した。

計 算 書

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| (1) 請 求 人 | { 日 当 | 46,350円 |
| | { 旅 費 | 3,726円 |
| (2) 弁 護 人 | { 日 当 | 49,450円 |
| | { 旅 費 | 2,484円 |
| | { 報 酬 | 54,600円 |

交付額…… $156,610円 \times \frac{1}{3} = 52,203円$ (円未満切り捨て)

なお、上記の費用額算定の基準は、以下のとおりである。

(1) 旅 費

請求人及び弁護人であつた者が公判期日の出頭に要した路程賃（なお、本件で、鉄道賃は認められない。）は、各出頭の時点を経準として、刑法188条の6第1項において準用する刑事訴訟費用等に関する法律及び刑事の手續における証人等に対する給付に関する規則により、これに当裁判所の事実取調べの結果を加えて算出した。なお、路程賃は右規則の最高額とした。

(2) 日 当

請求人及び弁護人であつた者が公判期日の出頭に要した日当は、各出頭の時点を経準として、前記法律及び規則に

より、審理裁判所における証人等の日当の支給基準を参酌し、審理の所要時間などを勘案して算出した。

(3) 宿泊料

請求人及び弁護人であつた者が公判期日の出頭のために宿泊を要したとは認められない。

(4) 弁護人であつた者に対する報酬

本件事案の性格、審理の経過、弁護人の訴訟活動の状況、開廷回数などを勘案し、前記法律により、判決宣告の時点を基準として、審理裁判所における国選弁護人の報酬支給基準を参酌して算出した。